

## LTE-HOME データ通信サービス約款

アイテック阪急阪神株式会社(以下「当社」といいます)が、LTE-HOME データ通信サービスに関する約款(以下「本約款」)を以下の通り定め、これによりLTE-HOME データ通信サービスを提供します。

### 第1条(定義)

本約款における用語の定義は以下の通りとします。

- (1)「LTE-HOME データ通信サービス(以下「本サービス」といいます)」とは、本約款に基づいて提供する当社のサービスの総称です。
- (2)「契約者」とは当社と本サービスの提供に関する契約を締結している者をいいます。
- (3)「SIMカード」とは、当社が本約款に基づき契約者に貸与する、契約者情報を記録したICカードをいい、本サービスで提供するSIMカードはnanoSIMカードのみ、および、データ通信専用 SIM カードのみとします。
- (4)「データ通信専用SIMカード」とは、SIMカードのうち、当社が定めるデータ通信機能を有するものをいいます。
- (5)「携帯電話事業者」とは、当社と直接または間接にワイヤレスデータ通信サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。現在の携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)です。
- (6)「ワイヤレスデータ通信」とは、携帯電話事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
- (7)「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
- (8)「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)で定める種類の端末設備の機器をいいます。
- (9)「自営端末機器」とは、契約者がデータ通信専用SIMカードを利用するため当社が契約者に対して貸与した機器をいいます。
- (10)「協定事業者」とは、携帯電話事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいいます。
- (11)「消費税相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第22 6号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

### 第2条(約款の変更)

当社は、必要と判断した場合、事前に会員に通知することなく、いつでも本約款を変更することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。

2. 変更後の本約款については、当社が運営するウェブサイト上に変更後の本約款を掲示したときから

効力を生じるものとし、会員はその変更後に本サービスを利用した場合は変更後の本約款に同意したものとみなします。

### **第3条(契約の単位)**

当社は、契約者回線1回線ごとに、1契約を締結します。

### **第4条(携帯電話事業者との契約)**

契約者は、本サービスを利用するにあたり、ワイヤレスデータ通信サービスの提供を受けるため、携帯電話事業者の定める約款に基づき、契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約されることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。現在の携帯電話事業者の定める約款は、Xiサービス契約約款です。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

### **第5条(権利の譲渡制限等)**

契約者が、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2. 契約者は本サービスを再販売する等、第三者に本サービスを利用させることはできません。

### **第6条(通信区域)**

本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

### **第7条(通信利用の制限)**

当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社または協定事業者との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

### **第8条(通信時間等の制限)**

前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(当社、協定事業者または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。

3. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えるときは、別表 本サービスの料金表第1の定めに従いその通信を制限、もしくは切断することがあります。

4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

5. 本条に基づき通信時間等の制限が行われる場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

#### **第9条(通話時間等の測定)**

本サービスにかかる通信等の測定方法は、次の通りとします。

(1)LTE-HOME 契約者が使用したデータ通信量は、当社(協定事業者または携帯電話事業者を含みます。)の機器により測定します。

(2)前各号の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第7条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします。)は、協定事業者または携帯電話事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

#### **第10条(通信速度等)**

当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度を示すものではなく、接続状況、契約者が使用するSIMカード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。

2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

#### **第11条(契約者識別番号の付与)**

契約者識別番号の付与は、携帯電話事業者の定める約款に従い、当社が行います。

2. 回線交換サービスの提供を受ける契約者は、回線交換サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

#### **第12条(禁止事項)**

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) SIMカードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為
- (2) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- (3) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (4) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

#### **第13条(契約者の義務又はサービス利用の要件)**

契約者が本サービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

2. 契約者は、本サービスに係る契約において当社から提供を受けた役務、機器、その他一切について第三者に販売してはならないものとします。(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。)

#### **第14条(端末機器利用にかかる契約者の義務)**

契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準(以下「技術基準」といいます)に適合するよう維持するものとします。

2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。

- (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
- (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

#### **第15条(SIMカード)**

サービスの利用には、SIMカードが必要となります。SIMカードは、携帯電話事業者が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。

2. 契約者は、SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 契約者は、SIMカードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしったりしてはならないものとします。
4. 契約者によるSIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負

担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるSIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該SIMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。

5. 契約者は、SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6. 当社は初期不良に限りSIMカードを無償交換する義務を負うものとします。

7. 契約者は、SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。

8. 契約者は、SIMカードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由によりSIMカードが故障した場合は、その修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用を当社に支払うものとします。

#### **第16条(貸与機器)**

当社は本サービスを提供するにあたり、契約者にLTE-HOME ルーターを貸与します。

2. 契約者は、LTE-HOME ルーターを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 契約者は、LTE-HOME ルーターを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等を行ったりしてはならないものとします。

4. 契約者によるLTE-HOME ルーターの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

#### **第17条(契約者からの請求による利用の一時中断)**

当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。)を行います。

2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。

3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金は発生します。

#### **第18条(解約)**

契約者は、当社が別途定める手続きに従い、本サービス契約を解約することができるものとします。

2. 前項に定める解約手続きに基づく本サービス契約の終了時点は、解約手続きが完了した月の末日とします。(末日の日中時間帯に終了手続きを行います)

3. SIMカードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後のSIMカードを受領いただけな

い場合は、別途当社の指定する期日をもって本サービスを解約するものとします。

#### **第19条(最低利用期間)**

本サービスの最低利用期間は12ヶ月とし、利用期間は課金開始日より起算します。契約者は最低利用期間内で本サービスの契約を解除する場合、別途当社が定める解除手数料について支払う義務を負うものとします。

#### **第20条(料金)**

当社が提供する本サービスの料金は、基本使用料、契約事務手数料および解除手数料等、別途当社が定める料金表によるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。

2. 本サービスの月額料金は月単位とし日割り計算はしないものとします。
3. 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。
4. 契約者は本サービス停止期間中であっても、この期間中の本サービス利用料金を支払わなければならないとします。

#### **第21条(弁済金)**

当社は各号いずれかに該当する場合、別途当社が定める弁済金の請求ができるものとします。

- (1)契約者が本サービスを利用するために貸し出されたレンタル品を紛失した場合。
- (2)契約を解除したにもかかわらず、解除日から10日以内に当社が指定した場所へレンタル品を返却しなかった場合。

#### **第22条(料金の計算等)**

料金の計算方法並びに料金の支払い方法は、別途当社が定めるところによります。

#### **第23条(位置情報の送付)**

携帯電話事業者または協定事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯事業者が別に定める方法により位置情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします。)の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送付に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送付することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

2. 当社は、前項の規定により送付された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

#### **第24条(本サービスの廃止)**

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、別途当社が定めるところによります。

#### **第 25 条(分離性)**

本約款の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

2. 本約款に無い定めは「Tigers-net.com インターネット接続サービス契約約款」に準じます。

#### **附則**

本約款は 2019 年 10 月 1 日から実施します。

## 別表 本サービスの料金表

### 第1 基本使用料（データ通信専用SIMカード）

#### 1 適用

基本使用料の適用については、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 料金プランの選択等	<p>ア 当社は、2(料金額)に規定する料金プラン(以下、「料金プラン」といいます。)により、基本使用料を適用します。</p> <p>イ 本サービス契約者は、本サービスの利用に先立って、料金プランのいずれかを選択していただきます。</p>

#### 2 料金額

##### (1) 料金プラン

名称	内容
LTE-HOME 5GBプラン	当社が貸与する1回線のSIMカード(形状区分および機能区分については契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、高速通信データ容量が5GBのプラン。高速通信データ容量を超えた場合、最大128kbpsでの通信となります。
LTE-HOME 20GBプラン	当社が貸与する1回線のSIMカード(形状区分および機能区分については契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、高速通信データ容量が20GBのプラン。高速通信データ容量を超えた場合、最大128kbpsでの通信となります。
LTE-HOME 30GBプラン	当社が貸与する1回線のSIMカード(形状区分および機能区分については契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、高速通信データ容量が30GBのプラン。高速通信データ容量を超えた場合、最大128kbpsでの通信となります。

##### (2) 月額料金

名称	単位	月額料金
LTE-HOME 5GBコース	1契約ごとに	1,848円
LTE-HOME 20GBコース	1契約ごとに	2,640円
LTE-HOME 30GBコース	1契約ごとに	3,410円

##### (3) データリチャージ

名称	単位	料金
リチャージ1GB	1回ごとに	330円/回

※リチャージは同月内最大 5 回まで利用可

## 第2 各種事務手数料に関する料金

### 1 適用

各種事務手数料に関する料金の適用については、次のとおりとします。

各種事務手数料に関する料金の適用				
(1) 各種事務手数料に関する料金の適用	各種事務手数料に関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約事務手数料</td><td>本サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種別	内容	契約事務手数料
種別	内容			
契約事務手数料	本サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金			
(2) 各種事務手数料に関する料金の減免適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免して適用することがあります。			

### 2 料金額

#### (1) 契約事務手数料

単位	料金
LTE-HOME 1回線ごとに	3,300円

#### (2) 解約手数料

単位	料金
課金開始日から12ヵ月未満の契約解除	7,700円

#### (3) 機器弁済金

単位	料金
解約時に貸与機器を未返却の場合	16,500円

### 第3 手続きに関する料金

#### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用					
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>SIMカード再発行手数料</td><td>SIMの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種別	内容	SIMカード再発行手数料	SIMの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種別	内容				
SIMカード再発行手数料	SIMの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金				
(2) 手続きに関する料金の減免適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免して適用することがあります。				

#### 2 料金額

##### (1) SIMカード再発行手数料

単位	料金
SIMカード1回線ごとに	3,300円

#### 別記

##### 1 本サービスの契約者回線に接続される端末機器が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
本サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

#### 改訂履歴

2021年4月1日 総額表示に変更

2021年6月1日 別表2のコース容量および価格を変更